（第１護衛隊群司令部幕僚）同　吉川　尚徳
海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる
（近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長）同　門口　欣也
海上自衛隊補給本部艦船部長を命ずる
（海上自衛隊補給本部艦船部長）同　髙崎　博美
海上自衛隊補給本部付を命ずる（以上十月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十月七日午後六時三十三分御出門、札幌コンサートホールKitaraにおけるミュージカル東京公演アイヌ文化オペレッタ「ひとつのおわんでトゥンクンクンクン」を御鑑賞のため、新国立劇場（渋谷区）へ行啓、同八時三十一分還啓になつた。

官庁事項

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成21年10月１日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成 21 年 10 月 13 日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　山形県酒田市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、山形県東根市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　石川県鳳珠郡穴水町（次の図に示す保健保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　愛媛県西予市、大洲市、上浮穴郡久万高原町（以上二市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、愛媛県西条市、四国中央市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　大分県豊後大野市、竹田市、日田市、宇佐市、玖珠郡九重町（以上四市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、大分県臼杵市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

工場財団

香川県丸亀市中津町1515番地**大倉工業株式会社**の東松山市大字柏崎字小原58番地１大倉工業株式会社埼玉工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 10 月 13 日

さいたま地方法務局東松山支局

東京都中央区京橋１丁目１番１号**ラサ工業株式会社**の工場財団に福岡県筑後市大字羽犬塚324番地ラサ工業株式会社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 10 月 13 日　福岡法務局八女支局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　フォレスト出版株式会社
２．本店所在地　東京都新宿区揚場町２番18号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1010号
４．行政処分の年月日　平成21年10月２日
５．行政処分の内容　金融商品取引業の全ての業務（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）を平成21年10月２日から平成21年11月１日まで停止すること。

平成 21 年 10 月 13 日

関東財務局長　厚木　　進

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第13号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の区役所に、下記のとおり命令の内容を掲示した。

出願地　岡山県美作市　他　出願人　岩田　吟子
大阪市北区西天満３丁目４番28号トータス西天満202号

記

１．立会日時　平成21年11月20日　14：00
２．立会場所　岡山県庁第１会議室（住所：岡山県岡山市北区内山下２丁目４番６号）
３．調査担当官　経済産業技官　森安二九三　経済産業事務官　楠　真由美
４．調査事項　鉱業出願地における地質・鉱床の状況、その他関連する事項についての調査。

平成 21 年 10 月 13 日　　中国経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第６２２号
愛媛県松山市南堀端町１番地
申立人　株式会社伊予銀行
本籍愛媛県松山市今在家４丁目116番地１、最後の住所松山市今在家３丁目８番20号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成20年５月２日、出生の場所愛媛県温泉郡石井村、出生年月日昭和22年４月６日、職業会社役員
被相続人　亡　松田　和幸
事務所松山市喜与町１丁目５番地２アイリス合同司法書士事務所
相続財産管理人　石田　博嗣
松山家庭裁判所

平成２１年（家）第７１５号
愛媛県松山市二番町４丁目２番地11
申立人　愛媛信用金庫
本籍愛媛県西予市野村町鳥鹿野847番地、最後の住所松山市南持田町66番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成20年12月28日、出生の場所愛媛県東宇和郡野村町、出生年月日昭和６年４月20日、職業無職
被相続人　亡　黒田　　積
松山市歩行町１丁目４番地１ルーツビル２階アーバン法律事務所
相続財産管理人　木下　常雄
松山家庭裁判所

平成２１年（家）第１１０８号
高知県高知市旭駅前町42番地
申立人　刈谷　泰清
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日平成21年２月11日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和４年７月23日、職業不動産業
被相続人　亡　刈谷　良吉
事務所高知県高知市南万々７番地　匠司法書士事務所
相続財産管理人　細川　拓史
高知家庭裁判所

平成２１年（家）第１１２２号
高知県香南市野市町西野2706番地
申立人　香南市
本籍高知県香南市吉川町吉原158番地、最後の住所高知県香南市吉川町古川1085番地30、死亡の場所高知県香南市、死亡年月日平成21年２月21日、出生の場所高知県香美郡吉川村、出生年月日昭和11年７月20日、職業不詳
被相続人　亡　増井　正彦
事務所高知市本町５丁目２番17号　高知本町ビル４階
相続財産管理人　弁護士　山下　訓生
高知家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第９１１６６号
東京都小平市上水新町３丁目14番９号
申立人　中　由規子
本籍東京都墨田区亀沢２丁目１番地１、最後の住所東京都三鷹市下連雀５丁目２番５号
弘済園、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成20年９月21日、出生の場所東京府荏原郡蒲田町、出生年月日昭和２年９月21日、職業不詳
被相続人　亡　髙**橋**　良子
催告期間満了日　平成22年４月20日
東京家庭裁判所立川支部

平成２１年（家）第９１１６７号
東京都八王子市みつい台１丁目19番５号
申立人　福澤　武文
本籍東京都八王子市小比企町1830番地12、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成21年２月12日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和38年２月４日、職業板前
被相続人　亡　馬場　晴雄
催告期間満了日　平成22年４月20日
東京家庭裁判所立川支部